

○ 厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>12 令附則第四条第二項に規定する利子は、第一項第二号から第十五号までに規定する利子とし、その利率は、平成十一年から基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月が属する年までの各年（平成十一年にあつては、同年の十月以後の期間）について次の表に定める率とする。</p>		<p>12 令附則第四条第二項に規定する利子は、第一項第二号から第十五号までに規定する利子とし、その利率は、平成十一年から基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月が属する年までの各年（平成十一年にあつては、同年の十月以後の期間）について次の表に定める率とする。</p>	
平成十一年（同年の十月以降の期間）	年四・六六パーセント	平成十一年（同年の十月以降の期間）	年四・六六パーセント
平成十二年	年四・一五パーセント	平成十二年	年四・一五パーセント
平成十三年	年三・六二パーセント	平成十三年	年三・六二パーセント
平成十四年	年三・二二パーセント	平成十四年	年三・二二パーセント
平成十五年	年一・九九パーセント	平成十五年	年一・九九パーセント
平成十六年	年〇・二一パーセント	平成十六年	年〇・二一パーセント

平成十七年	平成十八年	平成十九年
年四・九一パーセント	年二・七三パーセント	年六・八二パーセント

平成十七年	平成十八年
年四・九一パーセント	年二・七三パーセント